

警察庁丙国際発第5号

昭和53年6月12日

各管区警察局長

警視總監

殿

各道府県警察本部長

各方面本部長

警察庁刑事局長

逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律の施行について

(通達)

逃亡犯罪人引渡法(昭和28年法律第68号)の一部を改正する法律(昭和53年法律第70号)が、別添1のとおり昭和53年6月7日第84回国会において成立し、6月13日公布され、即日施行されることとなつたので、次の諸点に留意の上職務の執行に当たり遺憾のないようにされたい。

記

1 法改正の目的

/

今回の法改正の主要な目的は、次の2点である。

- (1) 「日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約」(以下「日米新条約」という。)が、昭和53年3月3日東京において署名され、4月27日第84回国会において承認されたことに伴い、犯罪人の引渡しに関する国内手続について、所定の改正を行うこと。(日米新条約の全文及びこの条約に関する交換公文は、別添2のとおりである。)
- (2) 現行の逃亡犯罪人引渡法(以下「本法」という。)の仮拘禁に関する規定は、我が国が犯罪人の引渡しに関する条約(以下「引渡条約」という。)を締結している外国から引渡条約に基づいて請求があつた場合に限り適用されるが、今日におけるいわゆる国際犯罪の増大、犯罪者の国外逃亡事案の増加等の傾向にかんがみ、犯罪人の引渡しに関する国際協力を一層推進するため、引渡条約に基づかないで仮拘禁の請求が行われた場合にも、相互主義の保証を要件として、これに応ずることができるよう所定の改正を行うこと。

## 2 改正の内容及び運用上の留意点

改正の内容及び運用上の留意点は、次のとおりである。

(1) 日米新条約においては、犯罪人の引渡しの請求に係る犯罪について第三国で無罪の判決を受け、若しくは刑罰の執行を終えているとき、又は締約国及び第三国からの引渡請求が競合するときは、引渡しを行うかどうかを被請求国の裁量に任せる旨の規定が設けられた。これに伴い、本法第4条第1項第2号に定める場合のほか、逃亡犯罪人を引渡すかどうかについて日本国の裁量に任せる旨の引渡条約の定めがある場合において、当該定め該当し、かつ、逃亡犯罪人を引渡すことが相当でないと認められるときは、当該犯罪人を引き渡さないことができるものとし、その場合の手續について定めること（第4条関係）。

(2) 引渡条約に基づかないで犯罪人を仮に拘禁することの請求があつたときは、当該請求をした外国から日本国が行う同種の請求に応ずべき旨の保証がなされた場合に限り、引渡条約に基づいて請求があつたときと同様に、これに応ずることができるものとする（第23条関係）。

警察官が、本法第6条、第17条、第22条又は第25条の規定により、拘禁許可状、仮拘禁許可状又は拘禁状が発せられている逃亡犯罪人を拘束する場合は、その状況を警察庁（国際刑事課）へ即報すること。

(3) 日米新条約においては、各締約国は、一定の要件の下に、第三国から他方の締約国に対し引き渡された者とその領域を経由の上護送する権利を他方の締約国に認める旨のいわゆる通過護送の承認に関する規定が新設された。これに伴い、今回の改正では、一般に、外国から、外交機関を経由して、当該外国の官憲が第三国から引渡しを受けた者を日本国内（領海及び領空を含む。）を通過して護送することの承認の請求があつたときは、一定の場合を除き、これを承認することができるものとし、その場合の手續について定めること（第34条関係）。

ア 本条は、いわゆる通過護送の承認に関する規定であるが、本条の対象となる通過護送は、次の二つの条件を共に満たすものに限られる。

(ア) 外国の官憲が、被護送者の身柄を拘束した状態で、日本国内を通過して護送する場合であること。

(イ) 被護送者は、外国が第三国から、逃亡犯罪人引渡条約又は当該第三国の逃亡犯罪人の引渡しに関する法令に定める手續により引渡しを受けた者であること。

したがつて、外国の官憲が、被護送者の身柄を拘束しない状態で日本国内を通過して護送する場合につい

ては、当該外国は、本条による承認を請求する必要はない。また、外国の官憲が、第三国から退去強制等の処分を受けた者を当該外国に送還する場合には、本条による承認を請求することができないので、当該外国の官憲は、このような者の身柄を拘束したままの状態  
で、日本国内を通過して護送することは認められない。

イ 本条に規定する通過送還は、我が国の承認を得て外国官憲がこれを行うものであるが、その際に、国内の公共の秩序を維持するため警察措置が必要とされる場合も考えられる。通過送還に伴い、あらかじめ何らかの警察措置が必要と認められる場合は、警察庁（国際刑事課）から関係都道府県警察にその旨を連絡することとするので、所要の措置をとること。